



## 遺言公正証書 作成のご案内



### ●遺言公正証書を作成することができる方

- ・満15歳以上の方
- ・自分の意思で「誰に何をあげるのか」を決めることができ、その結果どうなるかを理解できる方（『意思能力のある方』といいます。）

制限能力者（満15歳以上の未成年者、被保佐人、被補助人）の方でも、法定代理人や保佐人・補助人の同意を得ることなく遺言をすることができます。

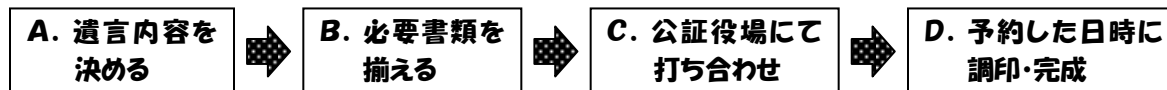
成年被後見人の方が遺言をするためには、意思能力を一時回復していることが必要であり、そのことを明確にするため、医師2人以上の立会いが必要です。

耳が聞こえない方・口がきけない方・目が見えない方・署名ができない方も、通訳や公証人の代署等により、遺言をすることができます。但し、公証役場から通訳人をご紹介することはできませんのでご注意ください。

また、健康状態や入院等の理由で公証役場にお越しいただけない場合も、兵庫県内であれば、公証人が出張することにより、遺言をすることができます（別途出張費必要）。

なお、遺言は代理人によってすることはできません。

### ●公正証書作成手順



#### A. 公証役場へお越しになる前に、次のことを決めて下さい。

##### ①誰に何をどれだけあげるのか

遺言者本人が明確に決められないような場合は、公正証書による遺言はできません。迷われている場合は、公証人が相談に応じます。

##### ②証人を誰に頼むのか

公正証書で遺言を作成する際は、証人2人の立会いが必要です。但し、次の人は証人になることができません。

- ・未成年者
- ・推定相続人及びその配偶者ならびに直系血族
- ・受遺者及びその配偶者ならびに直系血族

上記の方が誤って証人となった場合は、その遺言が無効になりますのでご注意ください。なるべく、親類縁者以外の、全くの他人（友人等）にお願いして下さい。

※証人を頼める方がいない場合は、公証役場からご紹介することも可能ですので、打ち合わせの際にその旨をお伝え下さい。（別途お礼が必要です。）

#### B. 必要書類を揃えて下さい。

##### ①遺言者の印鑑登録証明書 1通

【請求先】住所地の市町村役場 ※有効期限は発行日から3か月です。

◎印鑑登録をされていない方は、次のものから1つご用意下さい。

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| ・運転免許証 | ・住民基本台帳カード（写真入） |
| ・障害者手帳 | ・パスポート+住民票      |

##### ②遺言者と財産を貰う人との関係がわかる戸籍謄本 各1通

【請求先】本籍地の市町村役場

◎推定相続人に財産をあげる場合は、相続関係を確認するために戸籍謄本が必要です。除籍謄本が必要となる場合もあります。

##### ③財産を貰う人の住民票その他住所がわかるもの 各1通

【請求先】住所地の市町村役場

◎推定相続人以外の人（親族でない人等）に財産をあげる場合は、その人を特定するために住民票等が必要です。戸籍謄本が必要となる場合もあります。

##### ④固定資産評価証明書（または固定資産税納税通知書） 1通

【請求先】土地・建物所在地の市町村役場

◎土地・建物をあげる場合に必要です。

##### ⑤土地・建物の登記簿謄本（または要約書） 各1通

【請求先】法務局（要約書は不動産所在地の管轄法務局のみ）

◎あげる不動産を特定して遺言に記載する場合に必要です。

※「一切の財産を〇〇にあげたい」というような場合は不要です。

##### ⑥通帳のコピーまたは残高証明書

（金融機関名・支店名・口座番号・名義人等を記したメモでも可）

◎あげる預貯金を特定して遺言に記載する場合に必要です。

株式の場合は、会社名・本店所在地・1株の金額・株式数を記したメモが必要です。

※「一切の財産を〇〇にあげたい」というような場合は不要です。

##### ⑦遺言執行者の住民票その他住所がわかるもの 1通

◎遺言執行者を遺言で指定しておくこと、金融機関での手続の際に、相続人全員の実印がなくても、遺言執行者1人で手続をすることができます。

##### ⑧証人の身分証明書 各1通

◎証人をお連れいただく場合は、その方の身分証明となるもの（印鑑登録証明書・運転免許証・住民基本台帳カード等の写し）が必要です。

以上のほか、それぞれの事案によって、その他の資料をご用意いただく場合もあります。書類を準備するのが大変なときは、有料ですが司法書士・行政書士等にご相談下さい。

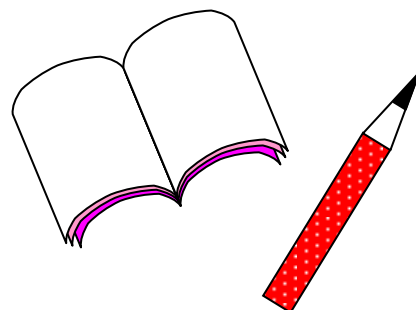
### C. 来所日時を事前予約の上、必要書類を持って、公証役場へお越し下さい。

◎必要書類をもとに、遺言内容について打ち合わせを行います。このとき公証役場へ来られる方は、必ずしも遺言者本人でなくても結構ですが、その場合は、あらかじめ本人から、どのような遺言をするのかを確認してきて下さい。

なお、遺言者以外の方から遺言の内容をお知らせいただいた場合は、後日、調印の前に、公証人が直接遺言者本人に、あらためて遺言の内容をお伺いします。

◎調印日時を決定します。打ち合わせの日から1週間後以降（土日祝除く）で都合の良い日時をご予約下さい。

**【打ち合わせ受付時間】※要予約**  
 平日のみ 9:30~11:30  
 13:00~16:00  
**【調印受付時間】※要予約**  
 平日のみ 9:30~11:30  
 13:00~16:00



### D. 予約した調印日時に、公証役場へお越し下さい。

◎下記の必要なものを持って、公証役場へお越し下さい。証人をお連れいただく場合は、一緒にお越し下さい。調印の所要時間は、事案にもよりますが、概ね30分程度です。

#### ●必要なもの●

##### 【遺言者本人】

- ・実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）  
 ※運転免許証等、印鑑登録証明書以外の身分証明書を提出していただいた方は、認印で結構です。
- ・手続費用（現金のみのお取扱いです。）

##### 【証人】

- ・認印  
 ※印鑑登録証明書を身分証明書として提出いただいた方は、実印を持参して下さい。

◎遺言内容を再度確認の上、遺言公正証書に署名・捺印をいただき、完成です。「公正証書正本」「公正証書謄本」の2つをお渡ししますので、大切に保管して下さい。（両方とも効力は同じです。）

### ●注意事項

◎病気等の理由により、遺言者が公証役場に来ることが困難な場合は、公証人が遺言者の自宅又は入院先の病院に出張します（但し、兵庫県内のみ）。この場合も、前記必要書類をあらかじめ公証役場へ提出するとともに、遺言の内容や証人の都合等も確認しておいて下さい。遺言能力の確認のため、医師の診断書を提出していただく場合もあります。

◎財産に関することのほかに、残された方々にあててメッセージを残すことができます。配偶者や子供、お世話になった方々等へ伝えたいことがある場合は、あらかじめ内容をまとめた上で打ち合わせに来ていただくと、手続がスムーズに進みます。

◎祭祀主宰者の指定や後見人の指定、子の認知等の遺言もできます。

### ●作成手数料

作成手数料は、あげる財産の時価を目的価額として、貰う人1人につき次のとおり計算します。

目的の価額	手数料
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円
1億5000万円まで	56000円
2億円まで	69000円

・左記手数料のほか、目的の価額の総合計が1億円以下の場合、遺言加算として11000円加算されます。  
 ・正本・謄本作成代として、若干の用紙代が別途必要です。  
 ・公証人が病院等に出張する場合は、割増料や交通費・日当も加算されます。  
 ・打ち合わせの際に、具体的な費用をお伝えします。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

※2億円以上の場合は、打ち合わせの際にお問い合わせ下さい。

必要書類・資料等を揃えるのには多少の手間がかかりますが、公正証書という確実な公文書で遺言を残しておくことは、相続争いを最小限にするための生活の知恵です。手間を惜しんで遺言を残しておかなかったために、遺族間で不毛な相続争いが起こることがあります。起こってしまった後では、関係者間の話し合いや説得も難しく、解決できない事態になることも考えられます。思いついた今、遺言しておきましょう。

※公正証書遺言に関するご相談は、無料です。お気軽にお越し下さい。

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2006番地 永田ビル2F

## 加古川公証役場

公証人 弘瀬 晃

TEL. 079-421-5282 FAX. 079-421-5474

（加古川市役所の南150m・小柳公園の東 P有り）